

簡単！
業務
非対面で
効率化！
納付！
国税の納付は
キャッシュレス納付
金融機関や
税務署に
行く必要
なし！
をご利用ください！

国税庁e-Taxキャラクター
イータタ君

ダイレクト編付

- ✓ e-Taxを利用している方
✓ 源泉所得税を納付している方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、複数の預貯金口座を選択^(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。
- ※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」から確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）がかかります。
- 領収書は発行されません（納付金通帳等をご確認ください）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

自動ダイレクト機能が追加されました！




e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入
 れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることが出来る機能です。
 自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となり、法定納期限内に自動ダ
 イレクトの手続きをした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。

振替納税による納付

- ✓ 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しにより自動的に納付する手続です。

- **利用可能税目** ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
 - ②「消費税及び地方消費税(個人事業者)」(※2、※3)
 - ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
 - 領収証書は発行されません(納付状況は預貯金通帳等をご確認ください)。
 - インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合があります。
- ※1 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延滞分、予定納税(1期、2期)分が対象です。
- ※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。
- ※3 所得税のみ振替納税を利用されている方が、消費税の振替納税を利用する場合には、新たに振替依頼書の提出が必要です。(消費税のみ振替納税を利用されている方が、所得税を利用する場合と同様です。)

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Tax で提出できます！

▼オンライン提出(SP版)
ダウンロード(3054KB)

オンライン提出(Web版)
マニフェスト 392KB

一、

Taxで提出で

個人)は、e-T

無子臨川

イレクトペイメント

類書及アブダ

振替体

インターネットバンキング等からの審付

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収・高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード決済

- クレジットカードを利用
している方

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、
クレジットカードにより納付する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 納付行書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

スマホアプリ納付

- ☒
- Pay払いを利用している方

e-Taxで申告等データを送信した後に格納される受信通知（納付区分番号通知）から専用サイトへアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
- ※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能のため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

キャッシュレス納付
以外の便利な納付方法

キャッシュレス納付
以外の便利な納付方法

コード二部付 (QRコード)

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末未設置店舗のみ）、ファミリーマート（マルチコ専用機）[※] 端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能な額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込受領証は発行されます）。
- 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコ」バーコード端末から読み取り取るとすることも可能です。

天下無難事(一) 天下無難事(二)

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>